

鎌倉市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉市スポーツ協会の加盟団体及びその構成員で、体育・スポーツの普及振興に顕著な功績のあったもの、及び著名な大会で優秀な成績を収めたものに対して、その功績に報いるため、これを表彰することについて、必要事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、体育功労者表彰及び優秀選手（団体）表彰とする。

(表彰の選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、体育功労者表彰については、原則として鎌倉市に在住、在勤するものとし、優秀選手（団体）表彰については、鎌倉市に在住、在勤、在学するもので、毎年4月より翌年3月までを表彰の対象期間とする。

(体育功労者表彰)

第4条 体育功労者表彰は、次のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手またはチームの育成に努めたもの。
- (2) 体育・スポーツの進歩発展に顕著な貢献をなしたものと及び価値ある研究調査をなしたもの。

(優秀選手(団体)表彰)

第5条 優秀選手（団体）表彰は、著名な大会で優秀な成績を収めたものに対して行う。

(表彰方法)

第6条 体育功労者・優秀選手（団体）には、賞状並びに記念品を贈り表彰する。

(被表彰者の決定)

第7条 各加盟団体から推薦されたもの及び会長が特に推薦したものの中から、常任理事会で選考し決定する。

(除外)

第8条 体育功労者表彰については、既に表彰を受けたものは、原則として、除外するものとする。

(委任)

第9条 この規定の実施の手続き、その他執行について必要ある事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成12年5月17日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

表彰候補者推薦要項

鎌倉市スポーツ協会の加盟団体が、体育功労者及び優秀選手（団体）として協会表彰を受けるにふさわしい候補者を推薦するにあたって、次のことに留意すること。

1 候補者の選考

各加盟団体は、選考委員会、役員会で厳正に審査して推薦すること。

2 審査及び推薦の基準

(1) 体育功労者

- ア 推薦団体が、鎌倉市スポーツ協会に10年以上加盟し、かつ候補者が40歳以上で、その加盟団体に10年以上在籍しているもの。
- イ 地区及び職場において、引き続き10年以上体育やスポーツの普及・改善・奨励のため、率先して管理や指導にあっていたもの。
- ウ 現在も体育・スポーツを熱心に指導又は実践しているもの。
- エ 過去において、当該表彰を受けていないもの。
- オ 職域において功績のあったものについては、職域の他に地域社会の体育・スポーツの振興にも相当程度成果を上げているものであること。
- カ 候補者の推薦は1名以内であること。

(2) 優秀選手（団体）

- ア 規程第5条「著名な大会」とは、神奈川県大会以上の規模の大会とする。
- イ 規程第5条「優秀な成績」とは、次に該当するものとする。
 - ① 県大会で優勝したもの。
(注) 県大会とは、全県的規模をもって実施されるものをいう。
 - ② 関東大会（地方ブロック大会含む）に優勝及び準優勝したもの。
(注) 関東大会とは、全関東的規模をもって実施されるものをいう。
 - ③ 全国大会で第三位以内に入賞したもの。
(注) 全国大会とは、競技別全日本選手権大会、競技別全日本学生選手権大会、国民体育大会など、参加者がほぼ全国都道府県にわたる大会をいう。
 - ④ 国際大会に出場したもの。
(注) 国際大会における優秀選手（団体）とは、県、日本代表として出場したもの。
 - ⑤ 日本記録を更新したものも、この項の該当者とする。

(3) 表彰推薦の締切日以降の推薦は受け付けない。

(4) 表彰は年1回行うものとする。

附則 この要項は、昭和49年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成12年5月17日から施行する。

附則 この要項は、平成24年4月1日から施行する。